

## 7 災害医療（災害時公衆衛生活動を含む）

### 【基本的な考え方】

- 平時から、災害の発生を念頭に置いて体制の整備に努めます。
- 地震、風水害等の災害においては、多数の負傷者の発生、医療機関の機能停止など混乱が予測されることから、発災時の応急的な医療体制の整備・充実を計画的に推進します。
- 感染症のまん延時における医療チームの円滑な派遣を実施する体制を整備します。
- 初期医療体制、後方医療体制、広域的な連携体制など、県内全域の災害医療体制を構築します。
- 大規模災害時等の医療体制確保を念頭に、近隣県との連携を深め、広域的な応援体制を確立します。
- 大規模災害時の保健医療福祉活動と連携し、医療提供体制を整備します。
- 原子力災害は、地震、風水害等の災害とは異なり、発生や被害の程度が目に見えない等の特殊性があるため、あらかじめ指定または登録した原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関による原子力災害医療体制を構築します。

### 【現状と課題】

#### （1）地震、風水害等の災害時の医療救護（災害時公衆衛生活動を含む）

- 災害時における医療救護及び保健対策については、「島根県地域防災計画（風水害等対策編）」及び「島根県地域防災計画（震災編）」に基づき医療提供体制の整備強化を進める必要があります。
- フェーズⅠ（発災直後～およそ3日後）は、「災害派遣医療チーム（DMAT）」及び「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」が病院を支援するとともに、災害現場における緊急処置等に従事することとしています。
- 後方医療体制としては、災害拠点病院を中心に重症傷病者の受入れを行います。
- 令和5（2023）年3月現在、県内のDMAT隊員は157名で、10病院に20チーム配置されていますが、隊員の異動や退職などにより、隊員やチームの編成は概ね横ばいの状況で推移しています。隊員の高齢化や病院内における人員不足等を理由に災害時にDMATを派遣できない状況が懸念されることから、今後も新たな隊員の効果的な養成とともに、DMATの体制維持や派遣可能な体制の強化、支援が必要です。
- フェーズⅡ（発災後およそ1日～およそ1週間後）は、市町村が医療救護所を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）に続いて、県が医療救護班を派遣することとしています。また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）は引き続き、病院、避難所、医療救護所等において精神医療の提供等を行います。

## 第5章 医療提供体制の現状、課題及び施策の方向

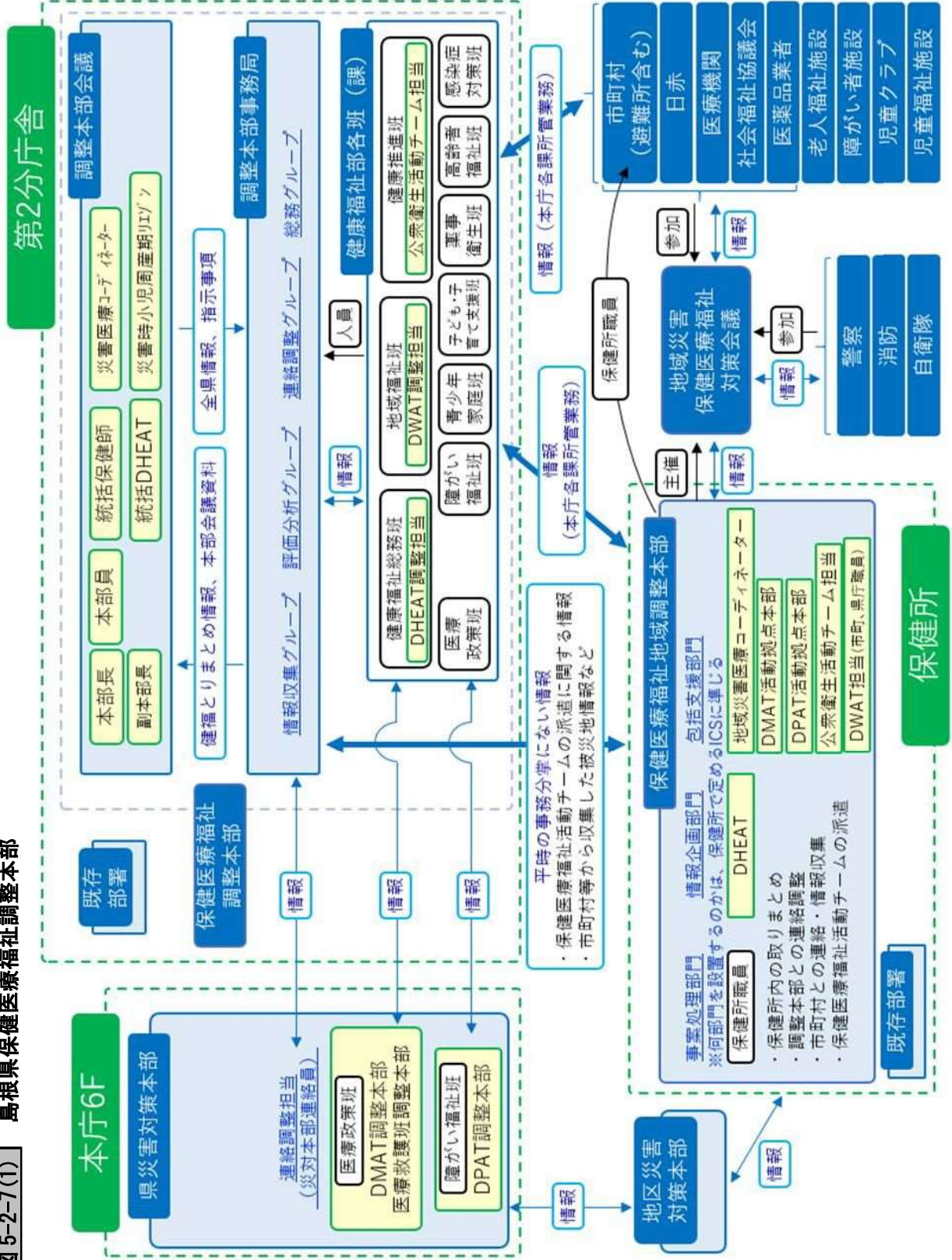
- フェーズⅢ（発災後およそ3日～およそ1か月後）は、引き続き医療救護班が医療救護活動を行うこととしています。  
また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、引き続き避難所や医療救護所等において精神医療の提供等を行います。
- DMAT 及び DPAT は、感染症まん延時にも派遣することとされており、対応が必要です。
- 災害時において迅速に医療救護体制を整備するためには、平時から医療・消防・行政等の災害医療関係機関の緊密な連携体制が必要であり、県レベルでは「島根県災害医療関係機関連絡会議」を、各地域レベルでは「地域災害保健医療福祉対策会議」を設置しています。
- 医療救護班の派遣等について島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会と、また、災害時における医薬品または衛生資材の供給等について島根県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会中国地域本部、山陰医療機器販売業協会と、それぞれ協定を締結しています。
- 災害時の情報収集には、全国の関係機関において病院の被災状況等を共有することができる「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用することとしています。
- 災害時の公衆衛生活動は、「島根県災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づいて行います。
- NBC テロ<sup>13</sup>等の特殊災害への対応は、「島根県国民保護計画」に基づき速やかに対応可能な関係機関に応援要請をする体制と、後方支援を行える体制が課題となっています。
- 県内外での大規模災害発生時に、各種保健医療福祉活動チームの派遣及び受援の調整、情報の連携・整理・分析等を行うため、県庁には島根県保健医療福祉調整本部、保健所には保健医療福祉地域調整本部を設置する体制を構築しました。
- 島根県保健医療福祉調整本部や保健所の運営支援並びに各種保健医療福祉活動チームの派遣調整等を行うため、災害医療コーディネーターの助言の下に、災害時小児周産期リエゾン<sup>14</sup>の参画や、県内 DHEAT の派遣及び県外 DHEAT を受援することとしており、これらの人材の育成や、災害時に円滑な調整を行うための体制整備、訓練・研修等の実効性を高める取組が必要です。

<sup>13</sup> 核（Nuclear）・生物（Biological）・化学（Chemical）兵器を用いたテロを指します。

<sup>14</sup> 大規模災害時に、災害対策本部において小児周産期医療に関する情報を集約し、適切な判断を行うための調整役を担う医師等を指します。

図 5-2-7(1)

島根県保健医療福祉調整本部



## (2) 災害拠点病院等の整備

- 県内の災害拠点病院は、全県的視点で指定する「基幹災害拠点病院」が1か所、二次医療圏ごとに指定する「地域災害拠点病院」が計9か所となっています。  
また、災害時の精神科医療を中心的に担う「災害拠点精神科病院」として、令和2(2020)年4月に、県立こころの医療センターを指定しています。
- 災害拠点病院は、災害時に地域の核となることから、通信環境や備蓄、搬送体制等の機能強化を図っていくとともに、災害拠点病院間の連携を図る必要があります。
- 二次医療圏において、災害拠点病院を中心とした周辺の救急告示病院や医療関係団体等の連携体制を強化する必要があります。

表5-2-7(1) 災害拠点病院

基幹災害拠点病院		県立中央病院
地域災害拠点病院	松江圏域	松江赤十字病院、松江市立病院
	雲南圏域	雲南市立病院
	出雲圏域	島根大学医学部附属病院
	大田圏域	大田市立病院
	浜田圏域	済生会江津総合病院、国立病院機構浜田医療センター
	益田圏域	益田赤十字病院
	隠岐圏域	隠岐病院

資料：県医療政策課

## (3) 広域連携の確立

- 大規模災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合、相互に応援を円滑に行うため、中国5県では「災害等発生時の広域支援に関する協定」を、中四国9県では、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」を締結しています。
- 広域での円滑かつ迅速な医療救護体制の整備に向けて、平時から災害発生時における各県との連絡手順等の充実に努める必要があります。

## (4) 原子力災害時の医療救護

- 「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づく「島根県災害時医療救護実施要綱（原子力災害対策編）」により、原子力災害医療体制を構築しています。
- 迅速かつ的確に医療救護活動が実施できるよう、原子力防災訓練に取り組み、研修を実施しています。
- 医療機関、消防機関、行政機関等の関係機関が連携し、円滑な医療救護活動が実施できるよう、「島根県原子力災害医療関係機関連絡会議」を開催し、平時から情報交換等を行っています。
- 原子力災害医療体制の充実のため、原子力災害拠点病院並びに原子力災害医療協力機関における施設・設備整備や、人材育成を行う必要があります。

## 【施策の方向】

### （１）地震、風水害等の災害時の医療救護（災害時公衆衛生活動を含む）

- ① 「島根県地域防災計画（風水害等対策編）」及び「島根県地域防災計画（震災編）」に基づき、各種災害に応じた医療救護体制を整備します。
- ② 県、市町村、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も早い救命措置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行います。
- ③ 県主催の DMAT 養成研修の実施等により DMAT 指定医療機関におけるチーム配置を充実させるとともに、DMAT 及び DPAT の体制強化に努め、災害超急性期及び急性期並びに感染症まん延時の医療救護体制の一層の確保を図ります。また、合同で訓練を行うなど各 DMAT 間等の連携を推進します。
- ④ 医療救護班を編成して被災地へ派遣するとともに、災害の規模に応じて他都道府県等に派遣を要請する等、急性期から慢性期に至るまで医療救護活動が切れ目なく実施される体制を整備します。  
また、精神科医療については都道府県 DPAT を養成し、体制を整備します。
- ⑤ 「島根県災害医療関係機関連絡会議」を通じて、災害医療関係機関の情報共有による連携強化を図ります。
- ⑥ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの養成や、災害薬事コーディネーターの設置の検討など、災害医療コーディネート体制の充実に努めます。
- ⑦ 災害や感染症まん延時に重症児等の小児や周産期患者の搬送などを円滑に行うためには、小児・周産期に関する平時のネットワークの活用や自施設における対応、受援体制などが必要であることから、災害時小児周産期リエゾンの役割など災害時を想定したマニュアルやアクションカードを作成し、それに基づく訓練等を行います。
- ⑧ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を有効に活用する環境を整備するとともに、平時から訓練等を実施することにより、システム利用の定着を図ります。
- ⑨ 公衆衛生活動チームを速やかに派遣し、チームが円滑に活動を行うことができる体制を整備します。
- ⑩ 大規模災害時には、DMAT 調整本部、DPAT 調整本部、DWAT 調整本部及び各種支援チームなど様々な保健医療福祉活動チームが相互連携できるよう、島根県保健医療福祉調整本部（県庁）及び保健医療福祉地域調整本部（保健所）を設置し派遣調整や受援調整等を行います。災害支援ナースや JRAT（島根リハビリテーション協会）などの多職種連携を推進します。災害時に十分連携できるよう訓練等を行いマニュアル等を作成します。

### （２）災害拠点病院等の整備

- ① 災害拠点病院の機能の一層の充実を進めるとともに、災害協力病院との連携体制を整備します。  
また、災害拠点精神科病院については、災害拠点病院等と連携を図ります。

## 第5章 医療提供体制の現状、課題及び施策の方向

- ② 地域災害拠点病院は、二次医療圏内における他の災害医療関係機関と連携して、定期的な研修・訓練を実施することにより、各二次医療圏の災害医療体制の強化を図ります
- ③ 基幹災害拠点病院は、全県域の地域災害拠点病院を支援し、災害医療に精通した医療従事者を育成するなど、災害医療の中心的な役割を果たすことにより県全体の災害医療体制の強化を図ります。

### (3) 広域連携の確立

- ① 大規模災害時等の医療体制を念頭に、近隣県との連携を深め、広域的な連携体制の整備を図ります。
- ② 県外被災地からの要請等に基づき、県内関係機関の協力を得て、DMAT、DPAT 及び医療救護班等の派遣や被災患者等の受入れを行います。
- ③ DMAT は、隣接県との合同訓練を実施することにより、広域的な医療救護活動の連携強化を図ります。

### (4) 原子力災害時の医療救護

- ① 「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」の見直しにあわせて、「島根県災害時医療救護実施要綱（原子力災害対策編）」の適宜見直しを行います。
- ② 「島根県災害時医療救護実施要綱（原子力災害対策編）」に基づき、医療活動に必要な放射線計測機器等の資機材の整備を図るとともに、県内における研修機会の充実に努め、被ばく医療に従事する者の育成を推進します。
- ③ 実効性の確保のため、原子力防災訓練において原子力災害医療活動訓練を実施し、被ばく医療体制の強化、従事者の習熟度の向上を図ります。
- ④ 「島根県原子力災害医療関係機関連絡会議」を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図ります。
- ⑤ 原子力災害医療協力機関を県西部の医療機関にも拡大し、その機能を強化します。

## 【各圏域の状況】

	現状（○）・課題（■）	施策の方向
松江	<p>○圏域内の災害派遣医療チーム(DMAT)は令和5(2023)年4月1日現在、2病院(松江赤十字病院・松江市立病院)3チーム配置されています。また、松江赤十字病院においては救護班を配置しており、被災地への医療救護活動を行っています。</p> <p>○災害時において迅速に医療救護体制を整備するため、平時から医療・消防・福祉・行政等の災害医療関係機関と緊密な連携体制を確保するため、松江・安来地域災害保健医療福祉対策会議を開催しています。</p> <p>■災害時における迅速な情報伝達のため、平時における訓練、研修などの実施が必要です。</p>	<p>①平時より、災害医療福祉関係機関の情報共有による連携強化を図るため、「松江・安来地域災害保健医療福祉対策会議」を設置し、災害時の速やかな体制整備に努めます。</p>
雲南	<p>○発災時には、保健医療福祉地域調整本部(保健所)を設置し、DMAT等の派遣差配を行います。</p> <p>■福祉ニーズ情報の保健所への集約、市町への連携を強化する必要があります。</p>	<p>①福祉分野を含めた連携体制を構築し、避難による健康状態の悪化を防止します。</p> <p>②地域医療連携推進法人雲南市・奥出雲町地域医療ネットワーク内での相互支援の仕組みづくりを推進します。</p>
出雲	<p>○発災時の迅速かつ効果的な支援に向け、出雲圏域災害保健医療福祉対策会議を開催し、行政及び保健医療福祉機関の連携体制を構築しています。</p> <p>■災害時は発災直後の初動対応が特に重要であり、確実かつ円滑に関係機関や団体、行政の活動状況等が把握できる体制を整える必要があります。</p> <p>■災害時に人工呼吸器等医療的ケアを必要とする者・児が、安全確保や適切な避難行動ができるよう、平時の備えを促すとともに緊急時の医療機関の利用を含めた体制構築が必要です。</p>	<p>①休日・夜間を含め、災害時に関係機関が迅速かつ確実に情報共有ができる体制整備に取り組むとともに、訓練等を通じた実務的な役割の共有を図ります。</p> <p>②人工呼吸器等医療的処置を伴う対象者の安全安心な避難行動に向け、平時より保健医療福祉等関係機関での情報共有や外出訓練等に取り組みます。併せて、出雲市と連携し「避難行動要支援者個別避難計画」の作成を地域全体で進めます。</p> <p>③島根大学医学部附属病院においては、災害拠点病院として、「災害派遣精神医療チーム」にも対応可能な体制が取られつつあり、支援体制の充実が進められています。</p>
大田	<p>○これまでに、河川の氾濫や大雪等による災害が発生していることを踏まえ、平時から災害時を意識した地域の医療提供体制を構築する必要があります。</p>	<p>①災害時においても必要な医療提供体制を維持するため、医療機関等における事業継続計画(BCP)や避難行動要支援者(高齢者や障がい者等)に対する個別支援計画の作成等の取組を進めます。</p>

第5章 医療提供体制の現状、課題及び施策の方向

	現状 (○)・課題 (■)	施策の方向
大田 (続き)	<p>■大規模災害の発災直後には、派遣された支援チームの調整機能を含めた受援のための体制づくりが重要であるとともに、慢性期には地元の関係機関を中心とした体制へ円滑に復帰できるよう、各機関の役割分担について共通理解を図る必要があります。</p>	<p>②地域災害拠点病院である大田市立病院を中心に、災害協力病院である公立邑智病院をはじめとした保健・医療・福祉分野の各関係機関との連携をより一層強化します。</p> <p>③圏域内での大規模災害発生時に、各種保健医療福祉活動チームの派遣及び受援の調整、情報の連携・整理・分析等を行うため、保健所に設置する災害保健医療福祉地域調整本部の円滑な運用を図ります。</p>
浜田	<p>○圏域内の地域災害拠点病院は、浜田医療センターと済生会江津総合病院が指定されており、災害派遣医療チーム(DMAT)は浜田医療センターに2チーム、済生会江津総合病院に2チーム配置されています。また、災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、西川病院に2チーム配置されています。</p> <p>○災害時において迅速に医療救護体制を整備するため、平時から医療・消防・行政等の災害医療関係機関と緊密な連携体制を確保するため、浜田・江津地区災害保健医療福祉対策会議を毎年開催しています。</p> <p>■災害時の情報共有の方法について、医療機関の被災状況についてはEMISを使用しますが、避難所などの情報共有の方法が明確ではありません。</p> <p>○浜田市・江津市医師会において、医療救護班を編成しています。</p>	<p>①平時より、災害医療関係機関の情報共有による連携強化を図るため、浜田・江津地区災害保健医療福祉対策会議を開催し、緊密な連携体制の構築に努めます。</p> <p>②各市の災害訓練への支援や協力を行います。</p>
益田	<p>○災害拠点病院である益田赤十字病院に、災害医療コーディネーター2名、災害時小児周産期リエゾン1名の登録、DMAT1チームの設置があります。また、松ヶ丘病院においてDPATの設置があります。</p> <p>○令和5年度から、益田地域災害医療保健福祉調整会議とし、福祉の連携充実を意識した組織改正を行っています。</p> <p>■東部と比べ、原子力災害に関する研修を受ける機会が乏しく、知識不足です。</p>	<p>①災害拠点病院である益田赤十字病院と平常時から情報交換を行い、連携を図ります。</p> <p>②平時より、災害医療関係機関の情報共有、連携強化を図るため、益田地域災害医療保健福祉会議等を開催します。</p> <p>③県庁等と連携し、原子力災害に関する情報提供を行います。</p>



	現状（○）・課題（■）	施策の方向
隠岐	<p>○隠岐圏域では、平成 8 (1996) 年に災害拠点病院として隠岐病院が指定され、平成 25 (2013) 年に災害協力病院として隠岐島前病院が指定されました。また同年、DMAT 指定医療機関として、隠岐病院が指定され、DMAT 1 チームが配置されています。</p> <p>○圏域内での大規模災害発生時に、保健所が中心となって関係機関との情報共有ができるよう、島前・島後それぞれに「地域災害保健医療対策会議」を設置しています。</p> <p>■災害時における迅速な情報伝達のため、平時における訓練、研修などの実施が必要です。</p>	<p>①災害時には、福祉部門を含む関係機関との情報共有を行い、住民のニーズへの迅速な対応に努めます。また、災害時には保健所に設置する地域調整本部が実践的な医療救護活動を行うことができるよう、緊密な情報連携に努めます。</p> <p>②平時より、災害医療関係機関の情報共有による連携強化を図るため、島前・島後にそれぞれ「隠岐地域災害保健医療福祉対策会議」を設置し、災害時の速やかな体制整備に努めます。</p>

**【災害医療に係る数値目標】**

項 目	現 状	目 標	備 考
①災害拠点病院の数	10 か所 (令和5(2023))	維持	県指定
②災害拠点精神科病院の数	1 か所 (令和5(2023))	2 か所	
③DMAT の数	20 チーム (令和5(2023))	26 チーム	県登録